

法人単位貸借対照表

令和 5年 3月31日現在

（単位：円）

資 産 の 部				負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減		当年度末	前年度末	増 減
流動資産	59,673,512	56,455,237	3,218,275	流動負債	7,919,139	5,489,675	2,429,464
現金預金	50,560,049	44,658,446	5,901,603	事業未払金	2,300,342	1,551,639	748,703
事業未収金	3,141,610	1,344,526	1,797,084	1年以内返済予定リース債務	943,800		943,800
未収補助金	5,971,853	10,169,925	-4,198,072	預り金	13,552	6,200	7,352
貯蔵品		30,000	-30,000	職員預り金	3,559,482	2,931,940	627,542
前払費用		252,340	-252,340	賞与引当金	1,101,963	999,896	102,067
固定資産	380,091,070	388,837,349	-8,746,279	固定負債	8,696,940	4,004,160	4,692,780
基本財産	189,122,390	202,014,931	-12,892,541	リース債務	4,247,100		4,247,100
建物	189,122,390	202,014,931	-12,892,541	退職給付引当金	4,449,840	4,004,160	445,680
その他の固定資産	190,968,680	186,822,418	4,146,262	負債の部合計	16,616,079	9,493,835	7,122,244
土地	9,600,000	9,600,000		純 資 産 の 部			
建物	226,973	277,862	-50,889	基本金	10,665,374	10,665,374	
構築物	18,844,059	22,731,008	-3,886,949	一号基本金	1,437,494	1,437,494	
車輛運搬具	188,905	74,375	114,530	二号基本金	990,588	990,588	
器具及び備品	1,979,673	2,527,494	-547,821	三号基本金	8,237,292	8,237,292	
有形リース資産	5,190,900		5,190,900	国庫補助金等特別積立金	75,031,620	81,005,242	-5,973,622
権利	88,330	107,519	-19,189	国庫補助金等特別積立金	75,031,620	81,005,242	-5,973,622
退職給付引当資産	4,449,840	4,004,160	445,680	保育所施設・設備整備積立金	150,400,000	147,500,000	2,900,000
保育所施設・設備整備積立資産	150,400,000	147,500,000	2,900,000	次期繰越活動増減差額	187,051,509	196,628,135	-9,576,626
				次期繰越活動増減差額	187,051,509	196,628,135	-9,576,626
				（うち当期活動増減差額）	-6,676,626	3,843,028	-10,519,654
				純資産の部合計	423,148,503	435,798,751	-12,650,248
資産の部合計	439,764,582	445,292,586	-5,528,004	負債及び純資産の部合計	439,764,582	445,292,586	-5,528,004

法人単位事業活動計算書

（自）令和 4年 4月 1日 （至）令和 5年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	収益	保育事業収益	406,118,529	414,972,471	-8,853,942
		経常経費寄附金収益	5,125,698	5,265,799	-140,101
		サービス活動収益計(1)	411,244,227	420,238,270	-8,994,043
	費用	人件費	303,155,994	294,438,460	8,717,534
		事業費	48,542,436	43,043,771	5,498,665
		事務費	24,672,310	26,964,879	-2,292,569
		減価償却費	25,001,610	25,207,842	-206,232
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-6,579,552	-7,556,862	977,310
		サービス活動費用計(2)	394,792,798	382,098,090	12,694,708
		サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	16,451,429	38,140,180	-21,688,751
サービス活動外増減の部	収益	受取利息配当金収益	13,849	12,962	887
		その他のサービス活動外収益	16,719,946	13,412,393	3,307,553
		サービス活動外収益計(4)	16,733,795	13,425,355	3,308,440
	費用	支払利息		145,248	-145,248
		その他のサービス活動外費用	3,489,790	3,341,542	148,248
			サービス活動外費用計(5)	3,489,790	3,486,790
	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	13,244,005	9,938,565	3,305,440	
	経常増減差額(7)=(3)+(6)	29,695,434	48,078,745	-18,383,311	
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益	15,716,000	397,650	15,318,350
		特別収益計(8)	15,716,000	397,650	15,318,350
	費用	固定資産売却損・処分損	53,392	14	53,378
		国庫補助金等特別積立金積立額	15,716,000	397,650	15,318,350
		特別費用計(9)	15,769,392	397,664	15,371,728
	特別増減差額(10)=(8)-(9)	-53,392	-14	-53,378	
	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	29,642,042	48,078,731	-18,436,689	
繰越活動増減差額の部		前期繰越活動増減差額(12)	323,381,805	302,803,074	20,578,731
		当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	353,023,847	350,881,805	2,142,042
		基本金取崩額(14)			
		その他の積立金取崩額(15)			
		その他の積立金積立額(16)	16,500,000	27,500,000	-11,000,000
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	336,523,847	323,381,805	13,142,042	

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 08 茨城県	(2)市町村区分 214 高萩市	(3)所轄庁区分 08000	(4)法人番号 1050005007431	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 聖徳福祉会					
(8)主たる事務所の住所 茨城県 高萩市 大字安良川字浜野271-9	(9)主たる事務所の電話番号 0293-23-5266 (10)主たる事務所のFAX番号 0293-23-5291 (11)従たる事務所の有無 1 有				
(12)従たる事務所の住所 茨城県 日立市 小木津町2-2-11	茨城県 日立市 森山町3-17-1				
(13)法人のホームページ http://www.syoutoku.or.jp			(14)法人のメールアドレス syoutoku@oregano.ocn.ne.jp		
(15)法人の設立認可年月日 昭和43年3月12日		(16)法人の設立登記年月日 昭和43年3月26日			

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	70,000
-----------	---	-----------	---	--------------------------------	--------

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
深谷 明子 個人経営主		R3.6.15 ~ R7.6.30	2 無	1 有	1
金野 等 会社員		R3.6.15 ~ R7.6.30	2 無	1 有	1
佐久間 和子 私塾講師		R3.6.15 ~ R7.6.30	2 無	1 有	0
中野 のり子 介護士		R3.6.15 ~ R7.6.30	2 無	1 有	1
本間大和 介護士		R3.6.15 ~ R7.6.30	2 無	1 有	1
益子 勇樹 会社員		R3.6.15 ~ R7.6.30	2 無	1 有	1
増田 直 住職 福祉施設経営		R3.6.15 ~ R7.6.30	2 無	1 有	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	170,000	2 特例無
----------	---	----------	---	--------------------------------	---------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態			
秋山 順弘	1 理事長 R3.6.15 ~ R5.6.30	平成28年6月3日	1 常勤	令和3年6月12日	保育園園長	2 無	6
小森 勇一	2 業務執行理事 R3.6.15 ~ R5.6.30		3 施設の管理者 2 非常勤	令和3年6月12日	保護司	2 無	6
秋山 正子	2 業務執行理事 R3.6.15 ~ R5.6.30		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者 1 常勤	令和3年6月12日	寺院役員	2 無	6
鈴木 勝	3 その他理事 R3.6.15 ~ R5.6.30		3 施設の管理者 2 非常勤	令和3年6月12日	寺院役員	1 有	6
根本 智江	3 その他理事 R3.6.15 ~ R5.6.30		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者 1 常勤	令和3年6月12日	保育士	2 無	6
棚谷 光雄	3 その他理事 R3.6.15 ~ R5.6.30		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者 2 非常勤	令和3年6月12日	団体役員	2 無	6

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	70,000
----------	---	----------	---	-------------------------------	--------

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-3)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-6)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
	齋藤 博	保護司 R3.6.15 ~ R5.6.30	2 無	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	2 無	令和3年6月12日
井下 勲	学識 R3.6.15 ~ R5.6.30	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	2 無	6 財務管理に識見を有する者(その他)	令和3年6月12日	6

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)
------------------------------------	---------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	----------------------------

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	0
常勤換算数		2.0		常勤換算数 0.0	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	56	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	33
常勤換算数		0.0		常勤換算数 19.0	

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
令和4年6月11日	評議員 6 理事 1 監事 0 会計監査人 0	第1号議案 2021年度 決算の件 第2号議案 2021年度 事業報告の件 2022年度 事業計画の件

第3号議案 その他の件

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年5月28日	6	2	第1号議案 2021年度 決算の件 第2号議案 2021年度 事業報告の件 2022年度 事業計画の件 第3号議案 その他の件
令和4年9月3日	6	2	第1号議案 森山聖徳保育園及びびれんげ保育園設備改修工事について
令和4年10月22日	6	2	第1号議案 森山聖徳保育園及びびれんげ保育園設備改修工事の入札結果及び、工事請負契約について
令和4年11月3日	6	2	第1号議案 森山聖徳保育園及びびれんげ保育園設備改修工事の契約工期について
令和4年12月24日	6	2	第1号議案 前期事業報告の件 第2号議案 補正予算案の件 第3号議案 その他の件
令和5年3月22日	6	2	第1号議案 2023年度予算の件 第2号議案 2023年度事業計画について 第3号議案 処遇改善の件 他の件

第4号議案 その

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	齋藤 博 井下 勲
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	なし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分 01 無限定適正意見

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)		
001	本部	00000001	本部経理区分			本部				
		茨城県	高萩市			3 自己所有	3 自己所有	昭和43年4月1日	0	0
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
002	聖徳保育園	02091201	保育所			聖徳保育園				
		茨城県	高萩市	安良川271-9		3 自己所有	3 自己所有	昭和43年4月1日	60	634
		ア建設費	昭和54年4月1日	27,155,000	29,080,000			56,235,000		646.660
		イ大規模修繕								
003	小木津聖徳保育園	02091201	保育所			小木津聖徳保育園				
		茨城県	日立市	小木津町2-2-11		2 民間からの賃借等	3 自己所有	昭和46年4月1日	70	779
		ア建設費	昭和46年4月1日	150,144,331	13,695,437			163,839,768		774.540
		イ大規模修繕								
004	森山聖徳保育園	02091201	保育所			森山聖徳保育園				
		茨城県	日立市	森山町3-17-1		2 民間からの賃借等	3 自己所有	昭和47年4月1日	130	1,806
		ア建設費	平成17年7月19日	95,121,223	110,531,075			256,652,298		1,140.210
		イ大規模修繕	令和4年11月10日							
005	れんげ保育園	02091201	保育所			れんげ保育園				
		茨城県	日立市	森山町3-9-7		2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成13年4月1日	30	430
		ア建設費	平成13年4月1日	42,359,787	56,800,042			99,159,829		302.250
		イ大規模修繕	令和4年11月10日							
006	児童館朋友	02091302	児童厚生施設(児童館)			児童館朋友				
		茨城県	高萩市			2 民間からの賃借等	3 自己所有	平成12年4月1日	30	238
		ア建設費	平成12年4月1日	28,437,500	14,667,000			43,104,500		
		イ大規模修繕								

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地			④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称		③取組の実施場所(区域)
	④取組内容		

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

(社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額(円)	6,410,000
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

㊦事業報告	1 有
㊧財産目録	1 有
㊨事業計画書	1 有
㊩第三者評価結果	1 有
㊪苦情処理結果	1 有
㊫監事監査結果	1 有
㊬附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	389,461,449
②施設・設備に係る公費(円)	15,716,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	
③業務内容	
④費用[年額](円)	

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	
②実施した改善内容	

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等(複数回答可)

①社会福祉施設職員等退職手当共済制度((独)福祉医療機構)に加入	1 有
②中小企業退職金共済制度((独)勤労者退職金共済機構)に加入	2 無
③特定退職金共済制度(商工会議所)に加入	2 無
④都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤その他の退職手当制度に加入(具体的に: ●●●)	無
⑥法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

1 6. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

法人単位資金収支計算書

（自）令和 4年 4月 1日 （至）令和 5年 3月31日

（単位：円）

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	
事業活動による収支	収入	保育事業収入	406,429,490	406,118,529	310,961
		経常経費寄附金収入	5,134,300	5,125,698	8,602
		受取利息配当金収入	13,914	13,849	65
		その他の収入	16,748,190	16,719,946	28,244
		事業活動収入計(1)	428,325,894	427,978,022	347,872
	支出	人件費支出	304,856,671	304,705,133	151,538
		事業費支出	49,057,085	48,542,436	514,649
		事務費支出	24,801,378	24,672,310	129,068
		その他の支出	3,489,790	3,489,790	
		事業活動支出計(2)	382,204,924	381,409,669	795,255
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)		46,120,970	46,568,353	-447,383	
施設整備等による収支	収入	施設整備等補助金収入	15,716,000	15,716,000	
		施設整備等収入計(4)	15,716,000	15,716,000	
	支出	固定資産取得支出	30,890,749	30,890,669	80
		ファイナンス・リース債務の返済支出	1,540,550	1,540,550	
		施設整備等支出計(5)	32,431,299	32,431,219	80
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		-16,715,299	-16,715,219	-80	
その他の活動による収支	収入	積立資産取崩収入	12,951,480	12,951,480	
		拠点区分間繰入金収入	1,060,689		1,060,689
		その他の活動収入計(7)	14,012,169	12,951,480	1,060,689
	支出	積立資産支出	27,211,710	27,210,150	1,560
		拠点区分間繰入金支出	1,060,689		1,060,689
		その他の活動支出計(8)	28,272,399	27,210,150	1,062,249
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-14,260,230	-14,258,670	-1,560
予備費支出(10)		17,624,347	—		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)		-2,478,906	15,594,464	-18,073,370	
前期末支払資金残高(12)		227,481,757	227,481,757		
当期末支払資金残高(11)+(12)		225,002,851	243,076,221	-18,073,370	

社会福祉法人聖徳福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるように創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種 社会福祉事業

- (イ) 保育所の設置経営
- (ロ) 放課後児童健全育成事業
- (ハ) 地域子育て支援拠点事業
- (二) 一時預かり事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人聖徳福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を茨城県高萩市大字安良川字浜野271番地9に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員2名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、

理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において定める役員等報酬規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場

合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4 箇月を超える間隔で2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において定める役員等報酬規程に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 茨城県日立市小木津町2丁目286番地に所在の木造スレート亜鉛メッキ鋼板葺平家建小木津聖徳保育園園舎1棟（延面積305.52平方メートル）
- (2) 茨城県高萩市大字安良川字浜野271番地9に所在の鉄筋コンクリート鉄骨造陸屋根一部二階建聖徳保育園園舎1棟（一階532.99平方メートル）（二階113.67平方メートル）（延面積646.66平方メ

ートル)

- (3) 茨城県高萩市大字安良川字浜野 271 番地 9 に所在の聖徳保育園敷地 1 筆 (面積 1705.21 平方メートル)
- (4) 茨城県日立市小木津町 2 丁目 300 番地 1 に所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建小木津聖徳保育園園舎 1 棟 (床面積 1 階 251.43 平方メートル・2 階 217.59 平方メートル)
- (5) 茨城県、日立市森山町 3 丁目 70 番地に、所在の木造瓦葺平屋建れんげ保育園園舎 1 棟 (延面積 302.25 平方メートル)
- (6) 茨城県日立市森山町 3 丁目 756 番地に所在の鉄筋コンクリート造合板メッキ鋼板葺、陸屋根式 2 階建森山聖徳保育園園舎 1 棟 (延床面積 1,140.21 平方メートル・1 階 730.01 平方メートル・2 階 410.20 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、茨城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、茨城県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解散

（解散）

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可（社会福祉法第四
五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出
なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人聖徳福祉会の掲示場、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次の通りとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、
役員選任を行うものとする。

昭和47年 1月 20 日

理事（理事長）	藤井 實
理事	菅野 文男
理事	森川 文之助
理事	青塚 俊順
理事	根本 欣三
理事	秋山 順恵
監事	鈴木 喜之治
監事	埴 とよ

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

昭和49年 3月30日

理事（理事長）	秋山 順恵
理事	藤井 實

理事	根本 欣三
理事	菅野 文男
理事	森川 文之助
理事	青塚 俊順
監事	鈴木 喜之治
監事	国井 朋子

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

昭和59年 1月20日

理事（理事長）	秋山 順恵
理事	藤井 實
理事	根本 茂
理事	深谷 文男
理事	根本 栄
理事	秋山 弘一
監事	鈴木 孝一
監事	平沢 孝

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

1994（平成6）年 1月 7日

理事（理事長）	秋山 弘一
理事	藤井 實
理事	深谷 明子
理事	秋山 正子
理事	小森 勇一
理事	古川 実
監事	平沢 孝
監事	鈴木 孝一

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

2000年（平成12年） 1月 23日

理事（理事長）	秋山 弘一
理事	藤井 實
理事	深谷 明子
理事	秋山 正子

理事	小森 勇一
理事	岩崎 敬次
監事	平沢 孝
監事	鈴木 孝一

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

2001年（平成13年） 5月 20日

理事（理事長）	秋山 弘一
理事	藤井 実
理事	深谷 明子
理事	秋山 正子
理事	小森 勇一
理事	岩崎 敬次
監事	平沢 孝
監事	鈴木 孝一

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

2008年（平成20年） 12月 20日

理事（理事長）	秋山 弘一
理事	深谷 明子
理事	小森 勇一
理事	岩崎 敬次
理事	秋山 順弘
理事	作山 里美
監事	斉藤 博
監事	関 寿男

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

2009年（平成21年） 5月 23日

理事（理事長）	秋山 弘一
理事	深谷 明子
理事	小森 勇一
理事	岩崎 敬次
理事	秋山 順弘
理事	作山 里美

監事	齊藤 博
監事	関 寿男

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

2010年（平成22年） 12月18日

理事（理事長）	秋山 弘一
理事	深谷 明子
理事	小森 勇一
理事	岩崎 敬次
理事	秋山 順弘
理事	作山 里美
監事	齊藤 博

附則

この法人の定款変更の際の役員は次のとおりとする。

2016年（平成28年） 6月3日

理事（理事長）	秋山 順弘
理事	深谷 明子
理事	小森 勇一
理事	中野 のり子
理事	秋山 光暁
理事	作山 里美
監事	齊藤 博
監事	井下 勲

附則

改正後の社会福祉法人聖徳福祉会定款は平成29年4月1日から施行する。

ただし、第五条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上7名以内とする。

附則

この法人の定款変更の際の役員、評議員は、次のとおりとする。

2017年（平成29年） 4月1日

理事長	秋山 順弘
理事	作山 里美
理事	根本 智江
理事	小森 勇一
理事	川上 しま子
理事	秋山 光暁
監事	齋藤 博
監事	井下 勲
評議員	深谷 明子
評議員	金野 等
評議員	佐久間 和子
評議員	中野 のり子
評議員	本間 大和
評議員	太田 直樹
評議員	益子 勇樹
評議員選考委員	増田 功
評議員選考委員	遠藤 愛菜

この法人の定款変更の際の役員、評議員は、次のとおりとする。

2019年（平成31年） 4月1日

理事長	秋山 順弘
理事	作山 里美
理事	根本 智江
理事	小森 勇一
理事	川上 しま子
監事	齋藤 博
監事	井下 勲
評議員	深谷 明子
評議員	金野 等
評議員	佐久間 和子
評議員	中野 のり子
評議員	本間 大和
評議員	太田 直樹

評議員	益子 勇樹
評議員選考委員	増田 功
評議員選考委員	永谷 祐美

附則

この法人の定款変更の際の役員、評議員は、次のとおりとする。

2021年（令和3年） 6月12日

理事長	秋山 順弘
理事	小森 勇一
理事	棚谷 光雄
理事	秋山 正子
理事	鈴木 勝
理事	根本 智江
監事	齋藤 博
監事	井下 勲
評議員	深谷 明子
評議員	金野 等
評議員	佐久間 和子
評議員	中野 のり子
評議員	本間 大和
評議員	益子 勇樹
評議員	増田 直
評議員選考委員	増田 功
評議員選考委員	渡辺 茉里

社会福祉法人聖徳・見真福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖徳福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員、外部委員をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	6,000 円	4,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び費用弁償を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償を支払わないものとする。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び費用弁償はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	6,000 円	4,000 円

3 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

4 評議員選任解任委員会

同上

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

4 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

5 交通費の実費が、費用弁償の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することがで

きる。

旅 費	宿泊費（日額）	報酬（日額）	そ の 他
実 費	実 費	8,000 円	実 費

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

（兼務役員）

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

（年間役員報酬）

第7条 法人運営の責任負担を考慮して別表2に定める基本報酬を支給する。

附 則

この規程は、2018（平成30）年4月1日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等（日額）	6,000 円	4,000 円	
常 務 理 事 業 務 報 酬 等（日額）	6,000 円	4,000 円	
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等（日額）	6,000 円	4,000 円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等（日額）	6,000 円	4,000 円	

別表2

年間役員報酬	報 酬		備 考
理事長	90,000 円		
業務執行理事	50,000 円		

ただし、年度内の理事会の内半数以上に出席し、実務を伴う業務を執行していることを条件とする。